

## 《二輪車等》

原動機付自転車や小型特殊自動車などは、一律に税率が変更されます。

軽自動車税について  
のお問い合わせは

税務課

☎0859-54-5208

車 種 区 分			標準税率
			平成28年度分以降
原動機付自転車	2輪	総排気量50cc以下	2,000円
		総排気量50cc超90cc以下	2,000円
		総排気量90cc超125cc以下	2,400円
	3輪以上	総排気量20cc超50cc以下 (ミニカー)	3,700円
軽自動車	2輪	総排気量125cc超250cc以下 (サイドカー付を含む) 及びスノーモービル	3,600円
		専ら雪上を走行するもの	3,600円
小型特殊自動車		農耕作業用 (最高時速35km/h未満)	2,400円
		その他のもの (最高速度15km/h以下) 除雪車	5,900円
小型自動車		2輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円

ドウガコンテンツ…  
…タイノウ…2オシテ



携帯電話に着信があり、かけ直すと「動画コンテンツに支払わなければ民事訴訟をおこす」という音声ガイダンスが流れました。

「料金を知りたい人は1を、心あたりのない人は2を」と言われたが、何のことかわからず不審なので切りました。

(60代女性)

**携帯電話にかかってくる音声ガイダンスを利用した架空請求!!**

トラブル例

はい!

**消費生活相談窓口です**

アドバイス

**知らない番号に出たり、かけ直したりせず無視!**

心当たりのない人に、動画コンテンツ(インターネット動画サイト)の利用料金を払うよう迫る、音声ガイダンスを使った新たな架空請求の手口です。番号を押したところ、人が出てきて請求された例もあります。

●「訴訟を起こす」などと言われても、覚えのない請求は無視をしましょう。

●他にも音声ガイダンスを使って、公共機関名をかたり給付金の支払いなどと言って、個人情報取得しようとする手口もあります。不安なときは相手にせず、役場、または消費生活センターにご相談ください。

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

(平日は役場の消費生活担当職員、毎月第4火曜日は専門相談員が対応します。)

- ・ 住民生活課 ☎0859-54-5210
- ・ 鳥取県消費生活センター西部相談室 ☎0859-34-2648  
(米子コンベンションセンター4階  
8時30分~17時 祝日、年末年始を除く)
- ・ 八橋警察署 ☎0858-49-0110

